

我が国におけるカーボン・オフセットの  
取組活性化について（中間とりまとめ）

平成 23 年 7 月

カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会

## 目次

I	はじめに	4
1.	背景	4
2.	本検討会の設置および主な検討項目	6
3.	中間とりまとめの全体構造	7
II	カーボン・オフセットの現状	8
1.	カーボン・オフセットの基本要素と分類	8
2.	カーボン・オフセットの取組状況	10
3.	カーボン・オフセットに利用されるクレジットの状況	12
4.	カーボン・オフセット関連制度・施策	14
5.	カーボン・オフセット普及に向けた枠組み	18
6.	今後のカーボン・オフセット市場規模	20
7.	まとめ	21
III	今後の取組の方向性	22
1.	カーボン・オフセットの取組の高付加価値化等による制度改善	22
1.1.	カーボン・オフセットの概念や意義等の整理	22
1.2.	現行認証制度の改善に向けた基準類の整備	25
1.3.	取組効果の評価に関する考え方の整理、成功事例の収集・発信	31
1.4.	商品・サービス等、区分ごとの取組手法の標準化	32
1.5.	他施策と連携したカーボン・オフセットの促進策の検討	33
1.6.	カーボン・ニュートラル認証開始に向けた概念整理	34
2.	消費者への理解の浸透、事業者の活動促進	37
2.1.	消費者への理解の浸透	37
2.2.	事業者によるカーボン・オフセットの取組の促進	39

2.3. 重点取組分野の設定 .....	40
3. カーボン・オフセット推進体制の強化 .....	42
3.1. カーボン・オフセット普及促進母体の活性化.....	42
3.2. 地方独自の取組の推進.....	44
3.3. オフセット・プロバイダーの活用推進 .....	44
3.4. 認証を行う主体の多様化と認証プログラムや認証主体の質の確保 .....	45
4. 東日本大震災からの復興の過程における役割 .....	47
5. 活性化方策の戦略的な実施とフォローアップ .....	49
IV おわりに.....	52
カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会 委員名簿 .....	53
カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会 開催実績 .....	54

添付資料：

- カーボン・ニュートラル認証基準(平成 23 年 7 月現在)
- カーボン・オフセット活性化への提案書(カーボン・オフセット推進ネットワーク(CO-Net)事務局)
- カーボン・オフセットの現状とカーボン・ニュートラル(第 4 回検討会参考資料 2)

# I はじめに

## 1. 背景

地球温暖化問題が最も重要な環境問題の一つとして認識されつつある中、わが国においては、京都議定書に基づく6%削減目標の確実な達成を目指すとともに、2020年に1990年比で25%削減（すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築および意欲的な目標の合意を前提）、2050年に1990年比で80%削減という意欲的な目標を掲げ、国内外での排出削減・吸収に取り組んできた。

平成22年3月には、我が国の地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにするため、地球温暖化対策に関する基本原則や国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、温室効果ガス排出削減に関する中長期的な目標等を規定した「地球温暖化対策基本法案」が閣議決定、国会提出された。

カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量により創出されたクレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。様々な温暖化対策がある中で、カーボン・オフセットは、産業、運輸、業務、家庭といったあらゆる分野における社会の構成主体が排出量の見える化や排出削減に取り組むためのツールとして捉えることができ、継続的な取組によりライフスタイルや事業活動を低炭素型へのシフトに貢献するとともに、温室効果ガス排出削減・吸収クレジット（以下「クレジット」という。）の取得を通じ、当該クレジットを創出する国内外の排出削減等のプロジェクトが実施される地域への資金等による支援の流れを作り出し、長期的に地球温暖化対策に貢献する有効な手段として、さらには、雇用促進や地域活性化等の効果を発揮することも期待されている。

環境省では、このカーボン・オフセットの取組の信頼性を高めるため、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（平成20年2月）や「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」（平成21年3月）の策定や、オフセット・クレジット（J-VER）制度（平成20年11月）の創設等様々な措置を講じ、国内外でカーボン・オフセットに活発に取り組まれている動きがみられる一方で、アンケート等によると、消費者における認知度が低く、事業者にとっても仕組みがわかりにくいという指摘がなされており、また、国内における温室効果ガスのオフセット量は約46万t-CO<sub>2</sub>にとどまっている等、今後もより一層の促進を進めるためには検討すべきいくつかの課題が存在している。また、従来の取組を更に進め、温室効果ガス排出量の全量をカーボン・オフセットする「カーボン・ニュートラル」が注目されるといった取組意識の高まりもみられることから、一層の活性化方策について検討していくことが重要であると認識されつつある。地方公共団体

や、海外における新たな動きも参考にし、既存制度の改定や新たな基準の策定も視野に入れながら、カーボン・オフセットの一層の活性化について検討を行うために、平成 23 年 4 月から、有識者からなる「カーボン・ニュートラル等によるオフセット活性化検討会」が設置され、カーボン・オフセットの一層の活性化方策について検討が開始された。本報告書は、同検討会で議論された課題と今後の方策について取りまとめを行うものである。

## 2. 本検討会の設置および主な検討項目

前項で述べたカーボン・オフセットの取組の問題点を踏まえ、以下の点をカーボン・オフセットの取組の一層の活性化に向けた主な検討項目とするため、環境省により本検討会が設置された。なお、カーボン・オフセットの取組の現状に関しては次章において詳述する。

### (1) カーボン・オフセットに係る制度の改善

- カーボン・オフセットの取組の高付加価値化
- カーボン・オフセット認証制度の利便性の向上
- 消費者への理解の浸透
- 地方公共団体や民間の多様な主体の取組推進

### (2) カーボン・ニュートラル認証

- 国内外の取組事例を踏まえ、「カーボン・ニュートラル」の考え方の整理
- カーボン・ニュートラル認証の基準、関連ガイドライン等の整備と現行の指針での位置付け

### 3. 中間とりまとめの全体構造

I 「はじめに」では、検討の経緯や背景、検討事項、課題と検討の方向性の対応関係および中間とりまとめの全体構造について記す。

II 「カーボン・オフセットの現状」では、カーボン・オフセットの現状について、カーボン・オフセットの定義、分類、取組状況、カーボン・オフセットに利用されるクレジットの状況、現行のカーボン・オフセット認証制度、カーボン・オフセット普及に向けた枠組、カーボン・オフセット関連制度・施策、今後のカーボン・オフセット市場規模について記す。

III 「今後の取組の方向性」においては、個別の論点ごとに課題を挙げ、取組を進めるに当たったの留意点として、検討会委員から頂いた意見を整理し、検討会において議論された結果として、今後の方針を記す。

IV 「まとめ」においては、全体のまとめを行い、工程表と今後の継続的な調査、分析について記す。

## II カーボン・オフセットの現状

### 1. カーボン・オフセットの基本要素と分類

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（平成 20 年 2 月環境省）では、カーボン・オフセットの基本要素として、以下の 4 つの点を挙げている。

- ① 自らの行動に伴う温室効果ガスの排出量を認識すること
- ② 市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が、自ら排出削減努力を実施すること
- ③ ①②によっても避けられない排出量を把握すること
- ④ 上記③の排出量の全部又は一部に相当する量を、他の場所における排出削減量・吸収量（クレジット）を無効化することによって、埋め合わせすること

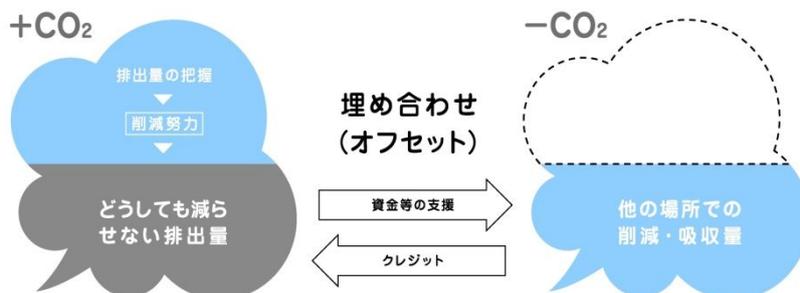


図 1：カーボン・オフセットのイメージ

上記の点を含むカーボン・オフセットは、商品やイベントなど様々な活動に対して行われているが、こうした多様な取組を整理するひとつの考え方として、使用するクレジットの品質及び取組の対象の観点から、「市場流通型」と「特定者間完結型」の 2 つに大別することができる。

#### 【市場流通型】

市場を通じて第三者に流通するクレジットを活用したカーボン・オフセットであり、オフセットの対象とするものの違いにより、さらに以下の 4 つに分類される。

- ① 商品使用・サービス利用オフセット：商品を製造・使用・廃棄したり、サービスを利用したりする際に排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。
- ② 会議・イベント開催オフセット：国際会議やコンサート、スポーツ大会等の開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。
- ③ 自己活動オフセット：自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。
- ④ 自己活動オフセット支援<sup>1</sup>：商品・サービス（クレジットが付されているもの）を介し、当該商品・

<sup>1</sup>「市場流通型：自己活動オフセット支援」は、「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準（Ver.1.0）」（平成 21 年 3 月環境省）において環境省指針における類型に追加して設定した類型。

サービスを購入・利用する消費者の日常生活などに伴う排出量のオフセットを支援するもの。

【特定者間完結型】

市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセットであり、オフセットの対象となる活動から生じる排出量を、市場を通してクレジットを購入するのではなく、別途に特定の者との共同等により排出削減・吸収活動を行ったり、植林や間伐を行ったりすることで、温室効果ガス排出の埋め合わせを行うもの。

## 2. カーボン・オフセットの取組状況

我が国において、カーボン・オフセットの仕組みを利用したと思われる取組は、報道発表されたものだけでも累積で平成 23 年 7 月現在約 1,000 件把握されている。

市場流通型の商品使用・サービス利用オフセットの事例数が最も多く、約半分を占めているが、特定者間完結型の取組事例数も顕著に増加しており、市場を流通するクレジット以外の排出削減・吸収量を利用した、多様なカーボン・オフセットの取組が増えてきていることがうかがえる。

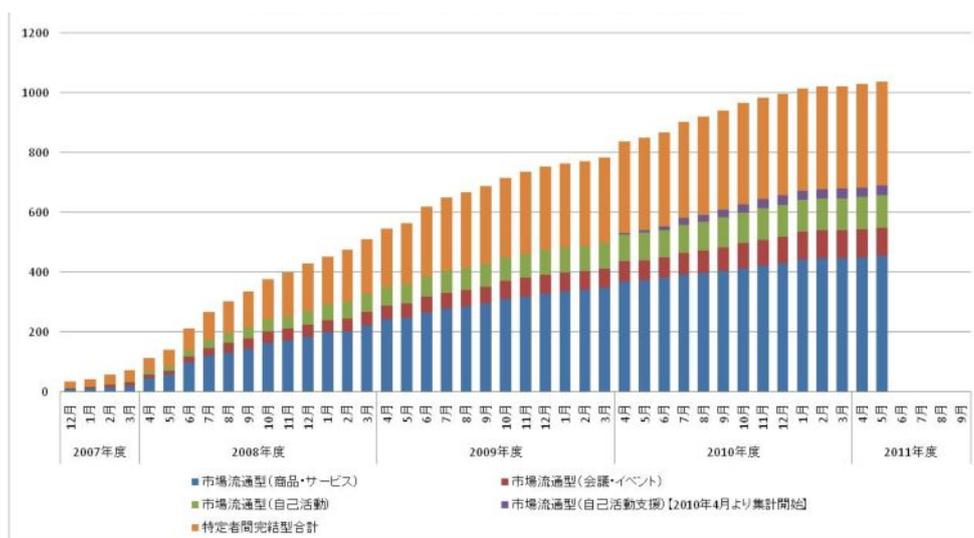


図 2: 国内におけるカーボン・オフセットの事例件数（推移）（平成 23 年 5 月末現在）

表 1: 区分別取組事例数と認証件数の比較（平成 23 年 5 月末現在）

オフセット区分	国内事例件数(約)	認証件数	認証/事例の割合(約)
I-1 商品・サービス	460件	40件	9%
I-2 会議・イベント	90件	8件	9%
I-3 自己活動	110件	4件	4%
II 自己活動支援	30件	9件	30%

これらの取組の中で、オフセット認証制度を利用しているのは全体の約 9%となっている（区分ごとの認証割合は表 1 参照）。そのうち、地方公共団体でオフセット認証制度を利用した取組は現在のところ 2 件にとどまっている。

上記のように取組件数が増加する一方で、「環境にやさしい企業行動調査（環境省）」の平成 20 年及び平成 21 年のアンケート結果によると、平成 20 年には「取り組んでいる」及び「今後実施する予定である」とする企業数は全体の 3 割に過ぎず、また平成 21 年にはその割合が 2 割に減少しているため、同じ企業が繰り返し商品等を提供しているだけで、取組主体数は増加していないことが推測

される。なお、企業がオフセットの取組を行うに当たり行政に望む声としては、オフセットに取り組む相談支援と、先進的な取組事例の紹介の拡充が求められており、今後の課題と認識される。

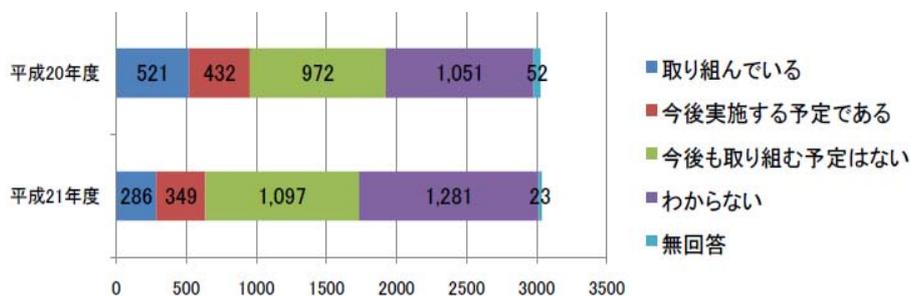


図 3：企業のカーボン・オフセット取組状況（平成 21 年度環境にやさしい企業行動調査（環境省））



図 4：今後オフセットの取組を行うに当たり、行政に望む支援（平成 21 年度環境にやさしい企業行動調査（環境省））

カーボン・オフセット商品等は最終的に消費者の目に触れることになるが、消費者における認知度を示す例として、例えば、エコライフ・フェア 2011 において実施したアンケートによると、仕組みをある程度まで理解している割合は 35 %にとどまり、オフセット商品の存在を知らないという回答は約 6 割となっている。カーボン・オフセットについての理解度・認知度が高いとはいえないため、社会的評価につながらず、カーボン・オフセットに取り組む意義が希薄となっている現状がうかがえる。

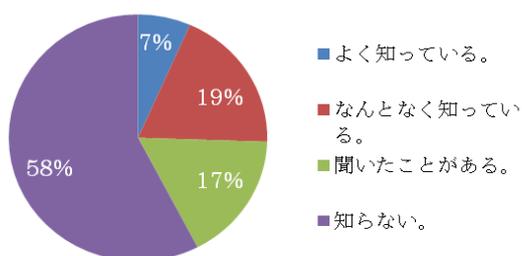


図 5：カーボン・オフセットの知名度（カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）調べ）

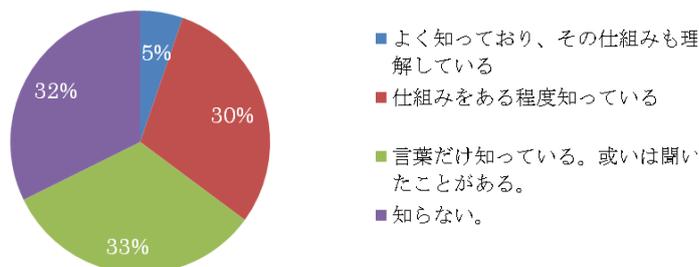


図 6：カーボン・オフセット商品の存在（カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）調べ）

### 3. カーボン・オフセットに利用されるクレジットの状況

前章で述べたような様々なカーボン・オフセットに利用されるクレジットにはいくつかの種類が存在しているが、カーボン・オフセットの取組の普及には、クレジットの信頼性が担保されていることが必要となる。平成 23 年 5 月末時点で、市場流通型：商品使用・サービス利用オフセットにおける埋め合わせに用いられた排出削減・吸収量の種類の内訳を見ると、クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanisms：CDM。以下「CDM」という。）を通じて開発途上国における排出削減・吸収プロジェクトから生成される認証排出削減量（Certified Emission Reductions：CER。以下「CER」という。）が約 82%、次いで、後述するオフセット・クレジット（Japan Verified Emission Reduction：J-VER。以下「J-VER」という。）及び都道府県 J-VER が、それぞれ約 11%、2%となっている。平成 21 年度において 9 割を占めていた CER が減少する一方で、J-VER 等国内産のクレジットが使用される事例が徐々に増加している。J-VER については、認証量 41,732-CO<sub>2</sub>（平成 23 年 2 月末現在）に対し、売買契約成立取引量はその 21%となっており、今後取引が活発に行われる余地が残されている（平成 23 年度 6 月末現在の認証量は 126,390 t-CO<sub>2</sub>、売買契約成立取引量については最新データを確認中）。

■ CER ■ J-VER ■ 都道府県J-VER ■ その他

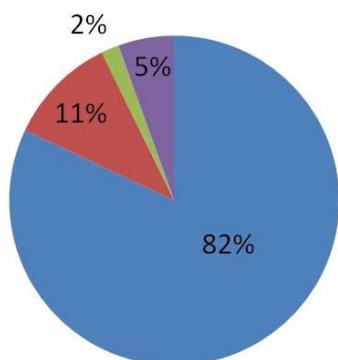


図 7：国内におけるカーボン・オフセット事例における使用クレジット（平成 23 年 5 月末までの累計）

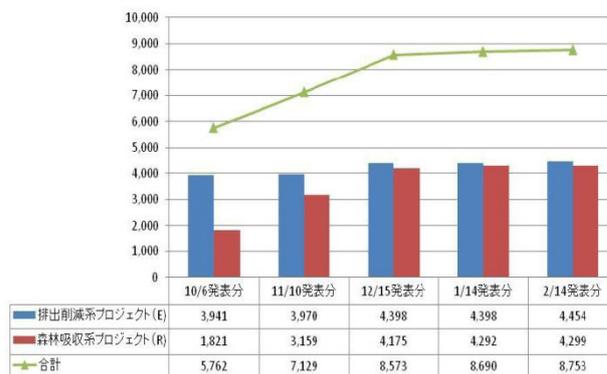
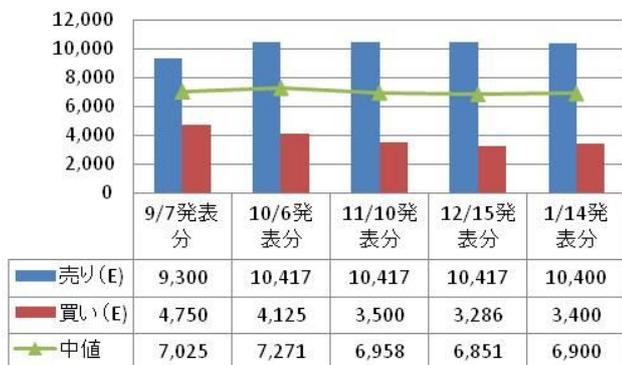


図 8：J-VER 売買契約成立分の合計値（取引量）（平成 23 年 2 月末時点：都道府県 J-VER を除く）

#### 1. 排出削減系J-VER (E)



#### 2. 森林吸収系J-VER (R)

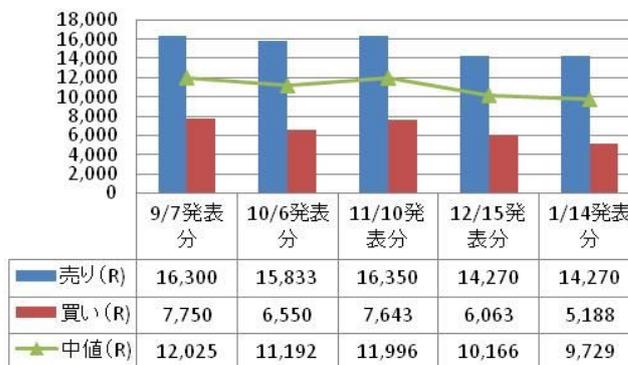


図 9：J-VER 取引参考気配の調査と価格の傾向（一部の事業者からのヒアリングに基づく、平成 23 年度 1 月末現在の値）

なお、取引量が増加しない一つの要因として、J-VER の価格が他のクレジットと比しても高額となっている点が挙げられる。

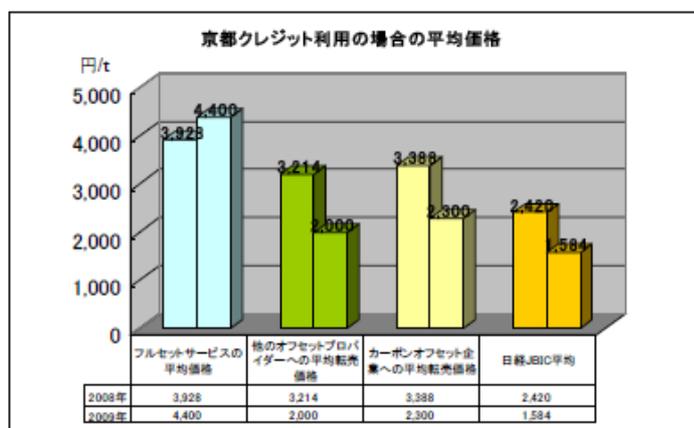


図 10：京都クレジット利用の場合の平均価格  
(2010 年国際協力銀行 (JBIC) 調べ)

平成 22 年度 1 月現在の削減及び吸収プロジェクトからの J-VER クレジット平均価格は、約 8,000 円/t-CO<sub>2</sub> である。例えば京都クレジットの日経 JBIC 平均価格は平成 21 年度末の価格（約 1,600 円/t-CO<sub>2</sub>）と比すると、約 5 倍の差があることになる。

#### 4. カーボン・オフセット関連制度・施策

環境省では、カーボン・オフセットの信頼性構築のため、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（平成 20 年 2 月）をはじめとして、信頼性構築のための様々な制度作りを実施してきた。

カーボン・オフセットの取組に関連する認証制度としては、「知って、減らして、オフセット（埋め合わせ）」という一連の手続と行為を認証する「カーボン・オフセット認証制度」と、カーボン・オフセットに用いられることを主目的として国内の温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証する「オフセット・クレジット（J-VER）制度」の 2 種が設置されている。

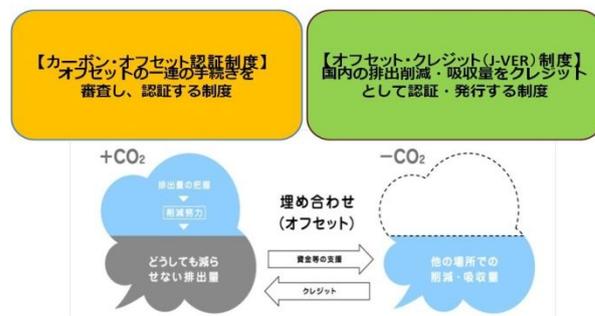


図 11:カーボン・オフセットに関連する二つの認証制度

カーボン・オフセット認証制度（以下「オフセット認証制度」という。）は、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の構築を目的として、平成 21 年 4 月に環境省が策定した第三者認証基準に則して、設立された制度である。オフセット認証制度は、個別のカーボン・オフセットの取組が認証基準に準拠しているかを確認し、カーボン・オフセット認証ラベル（以下「カーボン・オフセットラベル」という）を付与する第三者認証と、オフセット・プロバイダーの業務を確認し、その結果を公表するあんしんプロバイダー制度の 2 本柱の制度体系となっている。平成 23 年 6 月末現在、61 件のカーボン・オフセットの取組が認証され、10 社のオフセット・プロバイダーが同制度への参加を行っている。

オフセット・クレジット（J-VER）制度（以下「J-VER 制度」という。）は、カーボン・オフセットの取組を行う消費者や事業者等が、カーボン・オフセットをより身近に感じることができるよう、海外で実施された温室効果ガス排出削減・吸収活動から生じる京都メカニズムクレジット（特に CER）以外にも国内の温室効果ガス排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いたいというニーズを踏まえ、平成 20 年 11 月に創設された制度である。J-VER 制度により認証されたクレジットがカーボン・オフセットに用いられることにより、これまで CER を活用したカーボン・オフセットの取組によって実質的に海外に向かっていった資金が国内に還流することとなるため、グリーン・ニューディールの一環として位置づけられ、国内投資の促進、雇用の確保、地域経済の活性化といった効果も期待されている。平成 23 年 6 月末現在 125 件のプロジェクトが登録され、126,390t-CO<sub>2</sub> が認証されている。

上記のオフセット認証制度及び J-VER 制度を含め、その他のカーボン・オフセットの取組に関連する制度や施策を以下の表にまとめる。

## 【カーボン・オフセットの手続に関連する制度・施策】

カーボン・オフセット認証制度で扱うカーボン・オフセットの「排出量の認識、削減努力、クレジットの取扱い（無効化による相殺）」の手続に関連する各種制度及び施策として以下のようなものがあげられる。

表 2: 排出量の認識、削減努力、クレジットの取扱い、無効化、情報提供のいずれかのステップに関連する制度等<sup>2</sup>

制度	排出量の認識	削減努力	クレジット（相殺）	概要
カーボン・オフセット認証制度	○	○	○	知って、減らして、オフセット（埋め合わせ）」という一連の手続と行為を認証する制度。削減努力を行っているか、排出量と埋め合わせに用いられるクレジットの量が対応しているか、クレジットは埋め合わせのために無効化されているか、消費者への情報提供は十分かが審査される。
<b>関連制度・施策名称</b>				
温室効果ガス算定・報告・公表制度	○	○	○	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成20年6月改正）に基づく算定・報告・公表制度において、対象となっている事業者は、調整対象となる温室効果ガス排出量から、償却前移転を行った算定割当量、あるいは排出量調整無効化をした国内認証排出削減量（オフセット・クレジット等）を差し引いて、調整後排出量として報告することが平成22年度から可能となっている。
交通・観光カーボンオフセットガイドラインの策定及び支援システム	○	(○)	○	カーボンオフセット導入に際しての統一的なガイドラインを交通エコロジー・モビリティ財団が策定（国土交通省推奨）し、

<sup>2</sup> その他、東京都、埼玉県、岐阜県、京都府、大阪府等、いくつかの地方公共団体でも、条例に基づきクレジットによる相殺を認める制度を実施している。

				ガイドラインに沿った取組を可能とする交通・観光関係事業者向けカーボンオフセット支援システムを構築している。
環境家計簿(えこ帳)	○	○	—	家庭におけるエネルギー等の使用量を入力すると、温室効果ガス排出量が算定され、データ化されるシステム。
カーボン・フットプリント制度	○	○	—	商品の一生（原料から廃棄まで）で排出されるCO2を商品にマーク表示する仕組み。
エコアクションポイント	—	○	(○)	ポイントをためると、ポイント数に応じてクレジット購入が可能。
チャレンジ 25 キャンペーン	—	○	—	1990年比25%削減目標の公表を受け、政府では地球温暖化防止のための国民運動として平成22年1月より「チャレンジ25キャンペーン」を実施するなかで、オフィスや家庭などにおいて実践できる温室効果ガス削減に向けた具体的な行動として提案されている「6つのチャレンジ」のひとつとして、カーボン・オフセットが位置づけられている。
グリーン購入法	—	(○)	—	国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、事業者による環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」）の調達を推進するグリーン購入の取組みにおいて、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 <sup>3</sup> 」の「3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項」において、「第1章6」に述べるカーボン・オフセット認証ラベルを参照することが明記されている。

<sup>3</sup> <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/h23bp.pdf>

## 【温室効果ガスの削減・吸収量等を認証する制度】

温室効果ガスの削減・吸収量を政府機関、地方公共団体<sup>4</sup>、審査機関等による確認により、環境価値として認証する制度として以下のようなものがあげられる。

表 3: 政府機関、地方公共団体、審査機関等による確認により、削減・吸収量を環境価値として認めるもの

制度名	概要
オフセット・クレジット (J-VER) 制度【環境省】	カーボン・オフセットに用いられることを主目的として国内の温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度。
都道府県 J-VER プログラム認証【環境省】	J-VER 制度の一部であり、J-VER 認証委員会が、都道府県が実施する温室効果ガスの削減・吸収量の認証プログラムについて J-VER 制度に整合している点を確認・認証するしくみ。
新潟県オフセット・クレジット制度【新潟県】	上記都道府県 J-VER プログラム認証を受けた新潟県による温室効果ガスの削減・吸収量の認証制度。
高知県 J-VER 制度【高知県】	上記都道府県 J-VER プログラム認証を受けた高知県による温室効果ガスの削減・吸収量の認証制度。
関連制度名	
自主参加型国内排出量取引制度 (JVETS) 【環境省】	温室効果ガス排出削減設備に対する設備補助、一定量の排出削減の約束 (温室効果ガス排出総量目標)、排出枠の取引により、費用対効果に優れた形での温室効果ガス排出削減を実現する制度。排出量取引の試行的実施の参加類型の一つ。
国内クレジット制度【経済産業省・環境省・農林水産省】	大企業の技術・資金等を提供して中小企業等が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による削減量を認証する制度。大企業は自主行動計画等の目標達成のためにクレジットを活用。
グリーンエネルギー認証制度【グリーンエネルギー認証センター】	自然エネルギーによって生み出された電力・熱のもう一つの価値、即ち省エネルギー(化石燃料削減)・排出削減などといった価値を認証するシステム。

<sup>4</sup> その他、地方公共団体により同種の取組がいくつか行われている。

## 5. カーボン・オフセット普及に向けた枠組み

カーボン・オフセットの取組を普及促進するため、環境省では、情報発信のプラットフォームとしてカーボン・オフセットフォーラム（Japan Carbon Offset Forum: J-COF。以下 [J-COF] という。）国と地方公共団体とのネットワーク構築のために「日本カーボンアクション・プラットフォーム（Japan Carbon Action Platform: JCAP。以下「JCAP」という。）」を設置している。また、ビジネスの視点から取組を促進するものとして、「カーボン・オフセット推進ネットワーク（Carbon Offset Network: CO-Net。以下「CO-Net」という。）」が民間事業者により設置されている。

### (1) カーボン・オフセットフォーラム（J-COF）

カーボン・オフセットに関する正しい理解の普及や啓発、カーボン・オフセットの取組に関する相談・支援を行うプラットフォームとして平成 20 年 4 月に設置され、各界の第一人者をアドバイザーに迎え、以下のような活動を行っている。

- 低炭素社会の構築に向けたカーボン・オフセットに関する考え方の普及
- 国内外におけるカーボン・オフセットに関する情報収集及び事例・情報の提供
- 国内における J-VER に関する情報収集及び事例・情報の提供
- Web サイトを通じたカーボン・オフセット及び J-VER に関する情報の提供
- カーボン・オフセット及び J-VER に関する普及啓発ツールの作成及び提供
- ワークショップ、オープン・セミナー等の開催運営
- イベントへの出展、カーボン・オフセット EXPO の開催
- カーボン・オフセットに関する相談支援サービス（ヘルプデスク）の提供

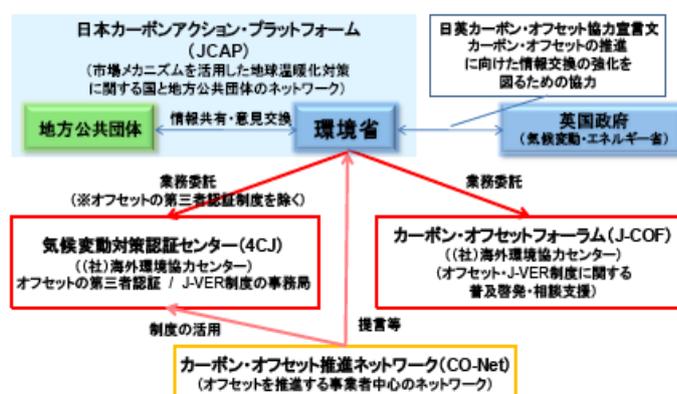


図 12: カーボン・オフセット普及の為の枠組み

### (2) 日本カーボンアクション・プラットフォーム（JCAP）

日本国内における地球温暖化対策、特に、国及び地域における市場メカニズムを活用した各種イニシアティブの重要性が高まっていることを受け、これを強力的に推進していくため平成 20 年 6 月に設置された、国と地方自治体のネットワーク。国と地球温暖化対策に対する関心の高い都道府県や市町村を中心に構成され、市場メカニズムを活用した各種イニシアティブについての情報共有、意見交換を行うとともに、具体的な取組における連携・協力を模索する場となっている。

### (3) カーボン・オフセット推進ネットワーク(CO-Net)

カーボン・オフセットの普及を目的とし、企業や地方自治体が自主的に参加する任意団体。会員企

業・団体は平成 23 年 5 月現在 93 団体となっており、主に以下の 4 点を活動の基本方針とし、各種委員会、及び勉強会やシンポジウム等を開催している。

- カーボン・オフセット等の取組に関する需要喚起と市場形成促進
- カーボン・オフセット商品・サービスの開発及び信頼性向上の支援
- 信頼性の高い炭素クレジットを生み出す温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトの創出支援
- 各制度との連携やカーボン・オフセット活用拡大に向けた提言

## 6. 今後のカーボン・オフセット市場規模

現在、カーボン・オフセット市場において供給されるクレジット量（供給量）に対して、カーボン・オフセットの取組に活用されるクレジット量（需要量）は少ない。これまでのオフセット認証制度に申請のあった案件1件当たりの平均的なオフセット量は約 410 t-CO<sub>2</sub> となる（区分ごとの平均オフセット量 表4参照）が、仮に現在行われているカーボン・オフセットの事例のうちすべてが認証案件と同じ量だけオフセットすると仮定すると、約 46 万 t-CO<sub>2</sub> のオフセットが行われることになり、J-VER 認証量の 126,390 t-CO<sub>2</sub>（平成 23 年 6 月末現在）では供給が足りないほどの量となる。単純な比較はできないが、約 46 万 t-CO<sub>2</sub> すべてがオフセットされたとき、京都議定書における-6%の削減約束のうち、京都メカニズムでの確保分 1.6%（20,200,000t-CO<sub>2</sub>）と比べて数%にすぎず、まだまだ活用のポテンシャルはあるのではないかと考えられる。

表 4：カーボン・オフセット認証制度 1 件当たりの平均的なオフセット量を基にした全国のオフセット量の推計

オフセット区分	認証案件 平均オフセット量 (約)	全国事例件数(約) (平成 23 年 5 月末現 在件数)	想定オフセット量
I-1 商品・サービス	450t-CO <sub>2</sub>	460 件	207,000t-CO <sub>2</sub>
I-2 会議・イベント	150t-CO <sub>2</sub>	90 件	13,500 t-CO <sub>2</sub>
I-3 自己活動	795t-CO <sub>2</sub>	110 件	87,450t-CO <sub>2</sub>
II 自己活動支援	240t-CO <sub>2</sub>	30 件	7,200t-CO <sub>2</sub>
(特定者間完結型)	410t-CO <sub>2</sub>	350 件	143,500t-CO <sub>2</sub>
合計			458,650 t-CO <sub>2</sub>

## 7. まとめ

以上の分析より、カーボン・オフセットの取組への意欲をもつ企業は全体の2割から3割程度であり、その中でも実際にオフセットに取り組んでいる企業におけるカーボン・オフセット認証制度の利用割合は1割を切っていることが分かる。またオフセット量も、国内で様々な取組がおこなわれている実態に比べて、極めて低い値にとどまっていることが推測されることから、カーボン・オフセットの意義や効果に鑑みれば、今後の取組規模拡大のポテンシャルは大きいのではないかと考えられる。

また、カーボン・オフセットあるいはオフセットに用いるクレジットに関連する制度は多種存在しており、今後連携を強化することで温暖化対策をより一層促進できる可能性を有している。これらの可能性を最大限に生かすため、既存の推進母体の強化も含め、今後のカーボン・オフセットの認知度の向上、企業や地方公共団体等、多様な主体による活動促進及び現行制度の利便性の向上等によりオフセット量を増加させること等の課題に取り組んでいくことが必至であると考えられる。